

～ 外国人住民の方の個人番号カード（マイナンバーカード）について ～

外国人住民の方について、マイナンバーカードの有効期限は、在留期間満了日（在留カードの期限）までとなっています。

このため、マイナンバーカードを交付後、在留資格の変更または在留期間の更新にともない、マイナンバーカードの現在の有効期間満了日を新たな在留期間の満了日まで有効期限を更新することができます。（最初のカード発行日から10回目または5回目の誕生日を超える更新はできませんので、その際は、マイナンバーカード再交付申請が必要となります。）

また、マイナンバーカードに電子証明書の機能も搭載されている場合、有効期限の更新処理を行うと、電子証明書については自動で失効されてしまいます。

マイナンバーカードを継続してご利用いただくには、マイナンバーカードの現在の有効期間満了日前に、下記の必要なものを持って、ご本人が市民課もしくは市民センターでお手続き下さい。（マイナンバーカードの現在の有効期間満了日を過ぎますと、再交付（有料）となります。）

【有効期間の更新申請に必要なもの】

必要なもの	備考
1. 在留カード	次の①、②いずれかの条件が必要です。 ①在留カードに「在留期間更新許可申請中」と記載してあること ②在留期間更新が許可され、新たな在留期間が表示された在留カードを持っていること
2. 交付済みのマイナンバーカード	運用中のもの

【外国人住民のマイナンバーカードの有効期限】

永住者 高度専門職第2号 特別永住者	20歳以上 カード発行時から10回目の誕生日まで 20歳未満 カード発行時から5回目の誕生日まで (日本人住民に同じ)
中長期在留者 ※永住者・高度専門職第2号を除く	カード発行時から在留期間の満了日まで
一時庇護許可者 仮滞在許可者	カード発行時から上陸期間または仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者 国籍喪失による経過滞在者	カード発行時から出生した日または日本国籍を失った日の60日を経過する日まで